

門真市と学校法人常翔学園 摂南大学との連携協力に関する包括協定書

門真市と学校法人常翔学園 摂南大学は、相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、学生の若い力をまちづくりに活かすなど、地域の活性化、人材の育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 門真市と学校法人常翔学園 摂南大学は、次の事項について、連携協力するものとする。

- (1) 地域の政策課題に係る共同研究の推進
- (2) 学校教育及び地域教育の向上
- (3) 生涯学習の推進
- (4) 地域産業の振興及び新産業の創出
- (5) 地域の各種活動への参画の推進
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められる連携協力

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、門真市と学校法人常翔学園 摂南大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他の必要な事項については、門真市と学校法人常翔学園 摂南大学が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、双方署名、押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成25年2月19日

門真市中町1番1号

寝屋川市池田中町17番8号

学校法人常翔学園

門真市長

摂南大学長

園部 一



今井光規

